

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第13号

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（令和 2 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（権衡職員の範囲） 第 3 条 条例第 8 条第 2 号の権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるものは、香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和 6 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 13 号）<u>第 5 条第 2 項に該当する職員で、同項第 2 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</u> （届出） 第 4 条 略 2 略 <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として企業長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> （確認及び決定） 第 5 条 企業長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 8 条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。</u>	（権衡職員の範囲） 第 3 条 条例第 8 条第 2 号の権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるものは、香川県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和 6 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 13 号）<u>第 5 条第 3 項に該当する職員（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成 30 年香川県広域水道企業団条例第 13 号）第 13 条の規定により採用された職員を除く。）で、同規程第 5 条第 3 項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他企業長が定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして企業長が定める住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</u> （届出） 第 4 条 略 2 略 （確認及び決定） 第 5 条 企業長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 8 条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（企業長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。